

別添 1

クリエイティブ共創型生産性向上支援事業（経営課題可視化プロジェクト）
業務委託仕様書

佐賀県

1 事業名

クリエイティブ共創型生産性向上支援事業（経営課題可視化プロジェクト）業務委託

2 事業の目的

物価高騰や市場環境の急激な変化によって、地域経済や事業者に大きな影響を及ぼしている状況の中、県内事業者が競争力を強化し、持続的な発展を図るためには、高付加価値化や業務効率化など、生産性向上に向けた取組が不可欠である。

本事業では、中小企業診断士や金融機関等の経営に関する専門家が有する知見と、クリエイターが持つ発想力・表現力等を掛け合わせることにより、事業者が抱える経営課題を多角的に可視化・改善方針を策定し、事業者と県内クリエイターとの共創を通じた生産性向上の取組への支援を行うことにより、県内事業者の持続的な経営基盤の強化を図ることを目的とする。

3 委託業務

- (1) 専門家による経営課題可視化支援チーム（以下「可視化支援チーム」）の組成及び運営
- (2) クリエイティブ共創型生産性向上支援事業における成功事例の創出に関すること
- (3) 本事業に係る全体ディレクション

4 業務内容

(1) 「可視化支援チーム」の組成及び運営

本事業における「可視化支援チーム」とは、統括クリエイター、経営に関する専門家、佐賀県、受託者などで構成される専門家チームをいう。当該チームは、対象事業者との協働により経営コンサルティング視点及びデザイン経営視点を含む多角的な観点から、経営課題の可視化・整理を行うものとする。

ア 「可視化支援チーム」との連携・共創に関する支援体制構築

本事業の目的達成に向け、受託者は「可視化支援チーム」と効果的に連携し、生産性向上に資する共創を創出するための仕組み・体制を構築すること。

なお、「可視化支援チーム」のメンバー選定は、県との協議を経て決定すること。

イ 「可視化支援チーム」を構成する専門家と役割

- ・ 統括クリエイター
デザイン経営による課題抽出・改善提案・県内クリエイターとの調整等

- 経営に関する専門家
経営課題の抽出、改善計画の立案を行う中小企業診断士、金融機関、商工関係団体等
- 受託業者
事業全体の進行管理、対象事業者と専門家との橋渡し等
- 佐賀県
事業全体の企画、予算管理等

ただし、「可視化支援チーム」の実施内容に応じて、相談・連携する関係機関から情報提供や助言等を受ける場合がある。

ウ 「可視化支援チーム」の支援対象

- 対象者
県内の中小・小規模事業者
- 対象事業者数（想定）
6事業者程度
- 要件
従前と比較して売上等が減少しており、かつ「可視化支援チーム」と協働で自社の課題整理に取り組む事業者であること。

エ 支援回数

受託者決定後から令和8年7月までに対象事業者ごとに5回以上実施すること。
なお、日程については、関係者間と調整して決定すること。

オ 1回あたりの時間（想定）

2時間程度

(2) クリエイティブ共創型生産性向上支援事業における成功事例の創出に関すること。

「可視化支援チーム」との協働により可視化した経営課題に対して、県内クリエイターとの共創による生産性向上の成功事例を3件程度創出することを目標とする。

なお、本内容は、プロポーザルにおいて決定した受託者の企画提案内容に基づき、別途仕様書協議を行い決定するが、以下ア～エは必ず行うこと。

ア 「可視化支援チーム」の活用を希望する事業者の公募・選定

事業者の公募については、県が実施するものとし、「可視化支援チーム」は、応募内容について専門的観点から評価・助言等を行い、最終的な選定（6事業者程度）を行うものとする。

イ 「可視化支援チーム」を活用した対象事業者ごとのプランの策定・実行

以下、①～⑤の調査結果をもとに可視化された課題について、生産性向上につながる改善計画を策定、実行すること。

- ① 現状ヒアリング（現場、フロー、業界全体の動向等を確認等）
- ② 方針説明（調査計画案の方針説明、実施スケジュール調整等）
- ③ 調査/経営コンサル視点（作業プロセス・動線、設備、資材管理、品質管理等）
- ④ 調査/デザイン経営視点（ブランド、ビジュアル要素、UX/UI、ストーリー性等）
- ⑤ 調査報告（調査結果の報告、可視化された経営課題に関する報告・共有等）

ウ 上記①～⑤の調査結果から可視化された課題を踏まえ、生産性向上に資する改善計画を策定する。そのうえで、次の段階として、策定した改善計画に基づき、事業者と県内クリエイターが共創して取り組む生産性向上のプロジェクトに対して経費の一部を支援する補助事業へとつなげる。

補助金の交付申請を行う事業者に対しては、事業効果を最大化するため、統括クリエイター等の助言を踏まえ、適切な県内クリエイターをアサインすること。

※補助事業の概要については、別紙を参照のこと。

(3) 本事業に係る全体ディレクション

受託者は、本事業を効果的かつ円滑に推進するため、以下を含む事業全体のディレクションを行うこと。

- ア 「可視化支援チーム」及び対象事業者との関係調整
- イ 事業の進行管理・意思決定プロセス及び県との協議・報告の調整
- ウ 補助事業の活用による成功事例創出に向けた工程管理及びリスク管理
- エ 本事業の波及に関すること
 - ・ 本事業の取組や成果等を広くPRするための広報活動
 - ・ ポスター、チラシ、新聞広告、SNS等による情報発信及び管理運営
- オ その他実施すべき事項
 - ・ 本事業を行う上で必要な打合せおよび資料の作成
 - ・ 専門家の選定及び支援に係る調整（謝金及び旅費の支払いを含む）
 - ・ 各種連絡調整
 - ・ その他本事業に係る付帯業務全般

5 事業スケジュール

県と協議の上、決定することとする。

6 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書及び成果物を県産業政策課に提出し、検査を受けなければならない。

- ・ 業務実績報告書(写真等含む)
- ・ 成果物
- ・ 調査報告等
- ・ 各種会議、打合せ議事録

7 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月28日まで

8 契約保証金

当該契約に係る100分の10以上に相当する額。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額して契約を締結する場合がある。

9 委託上限額

15,466,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

10 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の5分の4を限度として前金払いを可能とする。

11 その他

ア 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

イ 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。

エ 本委託業務を実施するに当たり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

オ 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む)は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。

クリエイティブ共創型生産性向上支援事業費

専門家チームの支援により経営課題を可視化し、県内クリエイターと共創して、デザインの力による付加価値向上や生産性向上などの取組に対して支援

【支援の概要】

要件：粗利益3%以上減、又は、売上10%以上減
経営課題可視化支援チームとの共同による
自社の経営課題の可視化に取り組むこと

補助率：2/3

上限額：3,000千円/件 ※年3件を想定

【スキーム】

経営課題可視化支援（専門家）チーム



事例

製造業 × デザイナー

～ 老舗メーカーの業務改善 ～

課題：従来の製品ラインが時代遅れで売上低迷
取組：デザイナーを起用し、製品デザインを刷新。
製造工程も見直し、部品点数を減らすことで
組立時間を短縮
成果：新ブランド立ち上げ後、売上増、製造コスト減

改善計画の立案・支援

採択事業者A
×
県内クリエイター

採択事業者B
×
県内クリエイター

採択事業者C
×
県内クリエイター

生産性向上や付加価値向上にチャレンジ

持続的な経営基盤の強化へ!!

【事業スキーム】クリエイティブ共創型生産性向上支援事業費補助金

(第1フェーズ)



(第1フェーズフロー)

- ① 現状ヒアリング（現場、フロー、業界全体の動向等を確認）
- ② 方針説明（調査計画案の方針説明、実施スケジュール調整等）
- ③ 調査/経営コンサル視点（作業プロセス・動線、設備、資材管理、品質管理等）
- ④ 調査/デザイン経営視点（ブランド、ビジュアル要素、UX/UI、ストーリー性等）
- ⑤ 調査報告（調査結果の報告、可視化された経営課題に関する報告・共有）
- ⑥ ⑤を基に改善計画を策定

事業者の
費用負担無

(第2フェーズ)



経費の
2/3
を補助

生産性向上の取組

(商品・サービスの訴求力向上や販路拡大、収益力向上等)

【要件】佐賀県内で事業を行っており、「経営課題可視化支援チーム」と協働し、自社の課題整理に取り組む事業者が対象です。さらに、次の①～③のいずれかに当てはまる必要があります。

①売上が10%以上減っている

令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高より10%以上減少している。

②粗利益が3%以上減っている

令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額より3%以上減少している。

③営業利益が3%以上減っている（法人のみ）

直近の決算書の営業利益額が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少している。